

光化学オキシダント自動測定機器仕様書

第1章 一般事項

1 目的

本仕様書は、佐賀県（以下「甲」という。）が令和8年度に整備する光化学オキシダント自動測定機器について、基本仕様を定めるものである。

2 品名および数量

光化学オキシダント自動測定機器（本体および収納筐体を含む） 5式

3 納入期限

令和8年（2026年）12月4日（金）

ただし、天災等受注者の責に帰さない理由により、納期までの納入が著しく困難な場合には、甲及び受注者が別途協議するものとする。

4 納入場所

佐賀局（佐賀市高木町15-30 循誘小学校敷地内）

基山局（基山町大字宮浦1037-1 鳥栖・三養基地区消防事務組合
基山分署敷地内）

唐津局（唐津市二タ子1-7-83 西唐津中学校敷地内）

大坪局（伊万里市大坪町甲2863-1 大坪コミュニティセンター敷地内）

多久局（多久市北多久町小侍48-1 多久市保健センター敷地内）

5 適用法令等

本測定機器の設計、作成及び設置にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、次の関係法令に定める要件を順守することとする。

- (1) 日本産業規格（JIS）
- (2) 大気汚染防止法施行規則第18条第1項第5号
- (3) 環境大気常時監視マニュアル 第6版（平成22年3月 環境省水・大気環境局）
- (4) 環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様（環境省）
- (5) 電気設備に関する技術基準（平成9年通商産業省令第52号）
- (6) その他関係法令

6 適用範囲

この仕様書に基づく契約の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 物品の調達
- (2) 物品の運搬、据付及び配線（テレメータシステムへの接続を含む。）
- (3) 既設機器の撤去及び運搬
- (4) 試験及び調整
- (5) 装置の操作及び運用に関する技術指導
- (6) その他、装置の運用等に必要と考えられる事項

7 関係機関への申請等

関係機関への手続き及び資料等の作成が必要な場合は、甲の指示に基づき事前に受注者が遺漏なく行うこと。なお、これにかかる経費は受注者負担とする。

8 提出書類

受注者は以下に示す書類を提出すること。

なお、特に表記がない限り機器1式ごとに提出すること。

本項に定める提出書類の作成及び提出に係る費用は、受注者の負担とする。また、提出書類はすべて日本語表記とする。

	種類	提出時期	部数
(1)	設計図面等（機器に係るもの）	契約後	1部
(2)	局舎内の配置図（平面図）案	60日以内	1部
(3)	取扱説明書	納入時	3部 ※1
(4)	保守点検マニュアル ※2	納入後 10日以内	3部 ※1
(5)	経路図及び測定の様式 （測定動作、値の計算方法等）		1部
(6)	検査成績書（出荷時）		1部
(7)	試験運転結果書（据付け時）		1部
(8)	機器納入完了報告書 ※3		1部
(9)	保証書 （取扱説明書に保証欄を設けることも可）		1部
(10)	保証期間中の保守サービス体制表		全体で1部
(11)	消耗品及び定期交換部品一覧表 ※4		1部
(12)	消耗品及び交換部品以外の専用部品一覧表 ※5		1部
(13)	その他資料		都度

- ※1 2式目からは各1部とする。
- ※2 甲又は甲が大気汚染自動測定機保守点検業務を委託している業者（以下「保守点検業者」という。）が自ら保守点検作業を実地に実施できるようなマニュアルであり、点検の内容、頻度、操作等が具体的に記載及び収録されたものとする。
- ※3 納入前後の確認写真を含むこと。また、9 据付調整等 の（4）～（8）の実施状況も含むこと。
- ※4 名称、製品番号、交換必要数、推奨交換頻度、価格等を明記したものとする。
- ※5 名称、製品番号、交換必要数、推奨年数、耐用年数、価格等を明記したものとする。

9 据付調整等

- （1）据付調整は、事前に工程表を甲に提出すること。
- （2）自動測定機器は甲の指定する場所へ据付し、試料採取管・排気管の設置、配線（アース線を含む）作業を行うこと。
- （3）テレメータとの接続
 - ア テレメータ結線作業に当たっては、甲が大気汚染環境常時監視テレメータシステム保守点検を委託する業者（以下、テレメータ業者という。）と連携をとり、信号が正しくやりとりできていることを確認すること。
 - イ テレメータとの結線作業を行い、配線状況を把握できるようにケーブルにタグ等を付けること。なお、配線情報は別途テレメータ業者より提供する。
- （4）筐体の据付けにはラック等を用い、地震等に対する転倒防止措置を講ずること。ただし、定期点検の実施に配慮し、アンカー等の打ち込み等は行わないこと。
- （5）納入した自動測定機器には、型式、製造番号及び製造年月を記載した銘板を取り付けること。
- （6）既存の装置を撤去し、甲の指定する場所へ運搬すること。
- （7）廃棄物の処理
 - ア 納入した自動測定機器を梱包していた包装等の廃棄物については、分別し、リサイクルに努めること。
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に従って、適正に処理を行うこと。
- （8）作業は、原則として平日の午前9時から午後5時までの間とすること。

(9) 据付調整に要する経費及び装置の運搬等に要する経費（レイアウト変更等の変更も含む）は、本契約に含むものとする。

(10) 据付け等に当たっては、人的損傷並びに建物及び他の工作物への損傷を与えないように十分留意すること。なお、人的損傷及び物的損傷を与えた場合は、速やかに甲に連絡し、受注者の負担により保証及び原状回復を行うこと。

10 試験

(1) 試験の実施及び報告

自動測定機器の完成後、JIS-B7957：2006 に基づく性能試験を行い、その結果を検査成績書として作成し提出すること。なお、検査は納品される固有製造番号の製品に対して実施し、試験報告書は単に各項目の合否の記載だけでなく、可能な限り試験結果の数値を併記すること。

(2) 試験運転の実施及び報告

据付調整等完了後、納入場所において1週間程度試験運転を行い、機器が正常に動作することを確認すること。また、その結果を試験運転結果書として作成し提出すること。

11 検収条件

甲による検査の合格をもって検収とする。

12 技術提供

受注者は甲及び保守点検業者に対して以下の技術提供を行うこと。なお、(1) 及び (2) については、納入した自動測定機器の製造業者等に行わせることが好ましい。また、これらに要する費用は受注者の負担とする。

(1) 事前または納入時に、測定及び機器操作等に関する講習を行うこと。

(2) 事前または納入時に、保守点検に関する講習を行うこと。

(3) その他必要な情報提供を行うこと。

13 保証期間

(1) 機器本体に係る保証期間は、検収後1年間とする。この期間内に正常な管理の下に発生した故障、破損、性能低下等については、受注者の責任において無償で速やかに修理、部品の交換等の必要な対策を講じるものとする。

(2) 同一の原因によるトラブルが頻発する場合、受注者は、頻発するトラブルの原因が解消されるまで、その原因に基づく故障については(1)の取

り決めにかかわらず無償で対応するものとする（筐体を含む。）。

14 費用弁償等

次の事項に要する経費は受注者の負担とする。

- (1) 試験、検査及び技術提供に要する経費
- (2) 事業の施行に伴い、第三者に与えた損害の補償に要する経費
- (3) その他本事業の施行に際して発生した受注者の責による建物又は器物に対する損害の修復に要する経費

15 仕様書の解釈

- (1) 本仕様書に明示されていない場合において、機能、運用又は構造上当然必要と認められるもの並びに社会通念上必要とされる事項については具備することとする。
- (2) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、受注者はその都度甲と協議して決定することとし、受注者の一方的解釈によつてはならない。
- (3) 契約後、仕様の内容を変更する必要がある場合は、両者で協議して定めるものとする。

16 その他

- (1) 補修部品の供給体制、製造元以外では修理できない故障が発生した場合の技術者の派遣など、技術サービスの即応体制が整っていること。
- (2) 納入された機器の消耗品・交換部品等については、機器納入後7年間は、入手可能な状況を維持すること。
- (3) 納入した自動測定機器について、精度向上のため改善・改修等を行った場合は、当該技術情報を速やかに提供すること。

第2章 機器仕様

1 測定に係る仕様

本契約で購入する機器は、令和8年（2026年）4月以降に製造された未使用品とすること。また、下記によるもの以外は「環境大気常時監視マニュアル 第6版」第3章3.7 オキシダント自動測定機のうち、3.7.2 紫外線吸収法オゾン自動測定機の基本仕様を満たすものとする。

- (1) 測定対象
大気中の光化学オキシダント
- (2) 測定方式

紫外線吸収法 (JIS B 7957 : 2006)

(3) 性能

1) 測定範囲

瞬時値 : 0~0.1/0.2/0.5/1.0ppm

1 時間平均値 : 0~0.1/0.2/0.5/1.0ppm

(適切なレンジ切換え (手動及び自動) が可能であること。)

2) 校正

環境大気常時監視マニュアル第 6 版に準じ、自治体基準器または自治体 (準) 基準器を用いて保守点検業者が校正できること。

(4) テレメータ接続部 (デジタル出力)

「環境大気自動測定機器のテレメータ取り合い共通仕様 (環境省) 最新版」に適合するデジタル出力を有すること。

(5) その他

ア 電源

AC100V±10%かつ 60Hz かつアース端子を有すること。

イ 寸法

装置はキャスター付きのラック等に収納できるものとし、ラック等の寸法がおおむね高さ 1200mm、横幅 500mm、奥行き 650mm 以下とすること
ウ 停電後の電源復旧時に、自動的に測定機が起動し測定開始できること。また、他の自動測定機への影響を防止する構造、同等の機能 (漏電ブレーカー) 等を有すること。

エ 自動測定機内部の履歴 (アラーム、校正履歴等) について、CSV 形式で CF カード又は USB メモリに保存可能であること。

2 付属品

(1)	正常な始動に必要な物品	測定機器 1 台につき 1 式
(2)	テレメータとの接続ケーブル (甲が使用するテレメータシステム製造業者が指定したケーブルを使用すること。)	測定機器 1 台につき 1 式
(3)	CF カード又は USB メモリ	測定機器 1 台につき 1 式
(4)	ゼロガス調整装置	測定機器 1 台につき 1 式
(5)	消耗品・定期交換部品 1 年分	測定機器 1 台につき 1 式
(6)	その他測定に必要と思われる付属品	測定機器 1 台につき 1 式

3 参考機種

- (1) 紀本電子工業株式会社：0A-781
- (2) 東亜ディーケーケー株式会社：GUX-353B

担当：佐賀県環境センター 大気・水質課
電話：0952-30-1616